

令和7年度 ダイオキシン類行政検査結果

(1) 廃棄物焼却炉の排出ガス検査結果 (単位: ng-TEQ/m³)

焼却炉の設置者及び設置場所	測定値	排出基準 ^{※1}	備考
直富商事株式会社 (篠ノ井山布施)	1.4	5以下	
北信地域材加工事業協同組合 (穂保)	0.00064	5以下	

※1 ダイオキシン類対策特別措置法第8条で定める排出基準

(2) 廃棄物焼却炉のばいじん検査結果 (単位: ng-TEQ/g)

焼却炉の設置者及び設置場所	測定値	基準 ^{※2}	備考
直富商事株式会社 (篠ノ井山布施)	1.2	3以下	
北信地域材加工事業協同組合 (穂保)	0.0025	3以下	

※2 ダイオキシン類対策特別措置法第24条で定める基準

(3) 廃棄物焼却炉の燃え殻検査結果 (単位: ng-TEQ/g)

焼却炉の設置者及び設置場所	測定値	基準 ^{※2}	備考
直富商事株式会社 (篠ノ井山布施)	0.36	3以下	
北信地域材加工事業協同組合 (穂保)	0	3以下	

※2 ダイオキシン類対策特別措置法第24条で定める基準

(4) 廃棄物処理施設等周辺の水質検査結果 (単位: pg-TEQ/L)

調査地区 (地点名等)	測定値	環境基準 ^{※3}	備考
三ツ出 (処分場直下)	0.048	1以下	
三ツ出 (三ツ出沢2号沢)	0.51	1以下	
三ツ出 (鳴子沢)	0.19	1以下	
田子 (田子神社湧水)	0.043	1以下	
豊野町大倉 (今井用水)	0.87	1以下	
篠ノ井岡田 (岡田川)	0.057	1以下	
信州新町日原西 (当信川)	0.060	1以下	

※3 ダイオキシン類対策特別措置法第7条で定める環境基準

○ 単位について

- ・ **TEQ** Toxicity Equivalency Quantity の略で「毒性等量」を意味する。ダイオキシン類は、毒性の強さが異なるものが約200種類ある。ダイオキシン類の量を表すときは、最も強い毒性を持つダイオキシン (2、3、7、8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン) を1とし、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算して、その合計で表す。
- ・ **ng** (ナノグラム) = 10億分の1グラム 例) 1 ng = 0.000000001 g
- ・ **pg** (ピコグラム) = 1兆分の1グラム 例) 1 pg = 0.000000000001 g

令和6年度 ダイオキシン類行政検査結果

(1) 廃棄物焼却炉の排出ガス検査結果 (単位: ng-TEQ/m³)

焼却炉の設置者及び設置場所	測定値	排出基準 ^{※1}	備考
株式会社マルオカ長野 P&C (大町)	0.000031	5 以下	
当栄ケミカル株式会社 (豊野町豊野)	0.000024	10 以下	

※1 ダイオキシン類対策特別措置法第8条で定める排出基準

(2) 廃棄物焼却炉のばいじん検査結果 (単位: ng-TEQ/g)

焼却炉の設置者及び設置場所	測定値	基準 ^{※2}	備考
株式会社マルオカ長野 P&C (大町)	0.0014	3 以下	
当栄ケミカル株式会社 (豊野町豊野)	0	3 以下	

※2 ダイオキシン類対策特別措置法第24条で定める基準

(3) 廃棄物焼却炉の燃え殻検査結果 (単位: ng-TEQ/g)

焼却炉の設置者及び設置場所	測定値	基準 ^{※2}	備考
株式会社マルオカ長野 P&C (大町)	0.0000087	3 以下	

※2 ダイオキシン類対策特別措置法第24条で定める基準

(4) 廃棄物処理施設等周辺の水質検査結果 (単位: pg-TEQ/L)

調査地区 (地点名等)	測定値	環境基準 ^{※3}	備考
三ツ出 (処分場直下)	0.057	1 以下	
三ツ出 (三ツ出沢2号沢)	0.26	1 以下	
三ツ出 (鳴子沢)	0.26	1 以下	
田子 (田子神社湧水)	0.032	1 以下	
豊野町大倉 (今井用水)	0.099	1 以下	
篠ノ井岡田 (岡田川)	0.060	1 以下	
信州新町日原西 (当信川)	0.047	1 以下	

※3 ダイオキシン類対策特別措置法第7条で定める環境基準

○ 単位について

- ・ **TEQ** Toxicity Equivalency Quantity の略で「毒性等量」を意味する。ダイオキシン類は、毒性の強さが異なるものが約200種類ある。ダイオキシン類の量を表すときは、最も強い毒性を持つダイオキシン (2、3、7、8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン) を1とし、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算して、その合計で表す。
- ・ **ng** (ナノグラム) = 10億分の1グラム 例) 1 ng = 0.000000001 g
- ・ **pg** (ピコグラム) = 1兆分の1グラム 例) 1 pg = 0.000000000001 g

令和5年度 ダイオキシン類行政検査結果

(1) 廃棄物焼却炉の排出ガス検査結果 (単位: ng-TEQ/m³)

焼却炉の設置者及び設置場所	測定値	排出基準 ^{※1}	備考
直富商事株式会社 (篠ノ井山布施)	3.6	10 以下	
北信地域材加工事業協同組合 (穂保)	0.00083	5 以下	

※1 ダイオキシン類対策特別措置法第8条で定める排出基準

(2) 廃棄物焼却炉のばいじん検査結果 (単位: ng-TEQ/g)

焼却炉の設置者及び設置場所	測定値	基準 ^{※2}	備考
直富商事株式会社 (篠ノ井山布施)	30	3 以下	特別管理産業廃棄物に該当
北信地域材加工事業協同組合 (穂保)	0.00023	3 以下	

※2 ダイオキシン類対策特別措置法第24条で定める基準

(3) 廃棄物焼却炉の燃え殻検査結果 (単位: ng-TEQ/g)

焼却炉の設置者及び設置場所	測定値	基準 ^{※2}	備考
直富商事株式会社 (篠ノ井山布施)	0.060	3 以下	
北信地域材加工事業協同組合 (穂保)	0	3 以下	

※2 ダイオキシン類対策特別措置法第24条で定める基準

(4) 廃棄物処理施設等周辺の水質検査結果 (単位: pg-TEQ/L)

調査地区 (地点名等)	測定値	環境基準 ^{※3}	備考
三ツ出 (処分場直下)	0.060	1 以下	
三ツ出 (三ツ出沢2号沢)	0.43	1 以下	
三ツ出 (鳴子沢)	0.39	1 以下	
田子 (田子神社湧水)	0.058	1 以下	
豊野町大倉 (今井用水)	0.11	1 以下	
篠ノ井岡田 (岡田川)	0.064	1 以下	
信州新町日原西 (当信川)	0.061	1 以下	

※3 ダイオキシン類対策特別措置法第7条で定める環境基準

○ 単位について

- ・ **TEQ** Toxicity Equivalency Quantity の略で「毒性等量」を意味する。ダイオキシン類は、毒性の強さが異なるものが約200種類ある。ダイオキシン類の量を表すときは、最も強い毒性を持つダイオキシン (2、3、7、8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン) を1とし、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算して、その合計で表す。
- ・ **ng** (ナノグラム) = 10億分の1グラム 例) 1 ng = 0.000000001 g
- ・ **pg** (ピコグラム) = 1兆分の1グラム 例) 1 pg = 0.000000000001 g

令和4年度 ダイオキシン類行政検査結果

(1) 廃棄物焼却炉の排出ガス検査結果 (単位: ng-TEQ/m³)

焼却炉の設置者及び設置場所	測定値	排出基準 ^{※1}	備考
株式会社マルオカ長野 P&C (大町)	0.000053	5 以下	
当栄ケミカル株式会社 (豊野町豊野)	0.00000072	10 以下	

※1 ダイオキシン類対策特別措置法第8条で定める排出基準

(2) 廃棄物焼却炉のばいじん検査結果 (単位: ng-TEQ/g)

焼却炉の設置者及び設置場所	測定値	基準 ^{※2}	備考
株式会社マルオカ長野 P&C (大町)	0.0021	3 以下	
当栄ケミカル株式会社 (豊野町豊野)	0	3 以下	

※2 ダイオキシン類対策特別措置法第24条で定める基準

(3) 廃棄物焼却炉の燃え殻検査結果 (単位: ng-TEQ/g)

焼却炉の設置者及び設置場所	測定値	基準 ^{※2}	備考
株式会社マルオカ長野 P&C (大町)	0.00024	3 以下	

※2 ダイオキシン類対策特別措置法第24条で定める基準

(4) 廃棄物処理施設等周辺の水質検査結果 (単位: pg-TEQ/L)

調査地区 (地点名等)	測定値	環境基準 ^{※3}	備考
三ツ出 (処分場直下)	0.059	1 以下	
三ツ出 (三ツ出沢2号沢)	0.36	1 以下	
三ツ出 (鳴子沢)	0.24	1 以下	
田子 (田子神社湧水)	0.058	1 以下	
豊野町大倉 (今井用水)	0.18	1 以下	
篠ノ井岡田 (岡田川)	0.065	1 以下	
信州新町日原西 (当信川)	0.071	1 以下	

※3 ダイオキシン類対策特別措置法第7条で定める環境基準

○ 単位について

- ・ **TEQ** Toxicity Equivalency Quantity の略で「毒性等量」を意味する。ダイオキシン類は、毒性の強さが異なるものが約200種類ある。ダイオキシン類の量を表すときは、最も強い毒性を持つダイオキシン (2、3、7、8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン) を1とし、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算して、その合計で表す。
- ・ **ng** (ナノグラム) = 10億分の1グラム 例) 1 ng = 0.000000001 g
- ・ **pg** (ピコグラム) = 1兆分の1グラム 例) 1 pg = 0.000000000001 g

令和3年度 ダイオキシン類行政検査結果

(1) 廃棄物焼却炉の排出ガス検査結果 (単位: ng-TEQ/m³)

焼却炉の設置者及び設置場所	測定値	排出基準 ^{※1}	備考
直富商事株式会社 (篠ノ井山布施)	1.1	10 以下	

※1 ダイオキシン類対策特別措置法第8条で定める排出基準

(2) 廃棄物焼却炉のばいじん検査結果 (単位: ng-TEQ/g)

焼却炉の設置者及び設置場所	測定値	基準 ^{※2}	備考
直富商事株式会社 (篠ノ井山布施)	40	3 以下	特別管理産業廃棄物に該当

※2 ダイオキシン類対策特別措置法第24条で定める基準

(3) 廃棄物焼却炉の燃え殻検査結果 (単位: ng-TEQ/g)

焼却炉の設置者及び設置場所	測定値	基準 ^{※2}	備考
直富商事株式会社 (篠ノ井山布施)	0.053	3 以下	

※2 ダイオキシン類対策特別措置法第24条で定める基準

(4) 廃棄物処理施設等周辺の水質検査結果 (単位: pg-TEQ/L)

調査地区 (地点名等)	測定値	環境基準 ^{※3}	備考
三ツ出 (処分場直下)	0.045	1 以下	
三ツ出 (三ツ出沢2号沢)	0.30	1 以下	
三ツ出 (鳴子沢)	0.44	1 以下	
田子 (田子神社湧水)	0.033	1 以下	
豊野町大倉 (今井用水)	0.22	1 以下	
篠ノ井岡田 (岡田川)	0.040	1 以下	
信州新町日原西 (当信川)	0.047	1 以下	

※3 ダイオキシン類対策特別措置法第7条で定める環境基準

○ 単位について

- ・ **TEQ** Toxicity Equivalency Quantity の略で「毒性等量」を意味する。ダイオキシン類は、毒性の強さが異なるものが約200種類ある。ダイオキシン類の量を表すときは、最も強い毒性を持つダイオキシン (2、3、7、8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン) を1とし、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算して、その合計で表す。
- ・ **ng** (ナノグラム) = 10億分の1グラム 例) 1 ng = 0.000000001 g
- ・ **pg** (ピコグラム) = 1兆分の1グラム 例) 1 pg = 0.000000000001 g